

地域自治の推進に向けての今後の取組

1 基本的な考え方

「住民自治組織のあり方に関する報告書」を尊重することを基本とし、関係団体からの意見を踏まえ、様々な地域課題に協働で取り組むため、下記のとおり対応する。

2 報告書を尊重する理由

- (1) 報告書で示された内容は、これまでに本市が主導してまちづくり協議会を立ち上げて進めてきたコミュニティ施策に適うものであること。
- (2) 報告書で示された内容は、第 5 次総合計画後期基本計画に示された「市民自治」を具現化するものであること。

3 今後の取組（第 5 次総合計画後期基本計画の重点的な取組項目）

(1) 地域自治に関わる様々な主体がまちづくりについて協議する仕組みの構築

ア まちづくり協議会による地域への情報発信の充実（パンフレットの作成、ブログの作成）に向けて、中間支援団体とも連携しながら、まちづくり協議会への支援を行う。（平成 28 年度下半期から実施）

イ 地域課題を解決するため、各まちづくり協議会の部会活動に各関係課職員が参加する仕組みを構築する。（平成 29 年度上半期から実施）

ウ 協働についての職員研修として、若手職員が各まちづくり協議会へ出向く実地研修を実施する。（平成 29 年度上半期から実施）

エ 民主的な運営ができるよう、まちづくり協議会の運営に関するガイドラインを作成する。（平成 28 年度下半期から実施）

オ 地域自治の推進に向けて、まちづくり基本条例等でまちづくり協議会を位置付けることを検討する。（平成 29 年度上半期から実施）

(2) 自治会とまちづくり協議会の連携促進

ア 自治会はまちづくり協議会の中核であるため、両者の連携は不可欠である。そのため、地域の実情に応じて、まちづくり協議会とその区域内の自治会が連携、協力できるよう話し合いの場を設定する。（平成 28 年度下半期から実施）

イ 地域自治の担い手づくりや、自治会とまちづくり協議会の役割分担等の課題について、自治会及びまちづくり協議会等と話し合いを進める。（平成 29 年度上半期から実施）

(3) 地域ごとのまちづくり計画の見直し

ア 地域ごとのまちづくり計画に盛り込む内容を整理した上で、各まちづくり協議会とともに、地域ごとのまちづくり計画を見直す。(平成 29 年度末までに盛り込む内容を整理し、平成 30 年度から 31 年度にかけて各まちづくり協議会とともに計画を見直す)

イ 地域ごとのまちづくり計画の見直しにあたって、各部局の室長級職員を中心に地域に向き支援する体制を構築する。(平成 30 年度上半期から実施)

ウ 地域ごとのまちづくり計画について、第 6 次総合計画の一編と位置付けることを検討する。(平成 30 年度上半期から実施)

4 今後の取組(自治会の連合体と行政の関係)

(1) 自治会の連合体への支援

ア 当面は、自治会連合会への事務支援は行う。

イ 現在、自治会連合会に交付している補助金については、自治会連合会と自治会ネットワーク会議との不公平な取り扱いを是正する。

(2) 行政情報の伝達や委員推薦など

市が住民自治組織に対して行っている行政情報の伝達や委員推薦などの手法を整理する。

5 その他

(1) 上記 3 及び 4 の取組については、地域自治に関わる様々な主体と協議し、連携しながら進める。

(2) 上記 3 及び 4 の取組の今後の進捗状況を勘案しながら、「住民自治組織のあり方に関する報告書」の提言内容の実現に向けて検討を進める。